

○国立大学法人筑波大学情報セキュリティ規則

〔平成20年3月12日〕
法人規則第19号

改正 平成22年法人規則第36号
平成23年法人規則第52号
平成25年法人規則第30号
平成25年法人規則第40号
平成27年法人規則第20号
平成30年法人規則第9号
平成30年法人規則第41号
令和2年法人規則第14号

国立大学法人筑波大学情報セキュリティ規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 全学の管理体制（第5条－第11条）
- 第3章 部局等の管理体制（第12条－第17条）
- 第4章 職員等の責務（第18条）
- 第5章 教育研修（第19条）
- 第6章 業務の委託（第20条）
- 第7章 安全確保上の問題への対応（第21条・第22条）
- 第8章 点検及び監査（第23条－第25条）
- 第9章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の情報セキュリティの確保を図るために必要な事項を定め、もって本学が保有する情報資産に対する学内外からの侵害の阻止並びに本学及び学外の組織が保有する情報資産に対して脅威を与えるような行為の抑止等に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性(許可された者だけが情報にアクセスできる状態を確保することをいう。)、完全性(情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。)及び可用性(許可された者が必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。)を維持することをいう。
- (2) 情報資産 情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムを介して作成された書面に記載された情報(国立大学法人筑波大学法人文書の開示の手続きに関する規程(平成27年法人規程第21号)第2条に規定する法人文書及び法人文書として作成中のものを含む。)並びに情報システム(情報システム開発、運用及び保守のための資料等を含む。)をいう。
- (3) 情報システム 情報を適切に保存、管理及び流通させるための情報処理及び情報ネットワークに関するシステムで、本学が保有又は管理しているシステム及び本学との契約又は協定等に基づき提供されるすべてのものをいう。
- (4) 情報ネットワーク 情報通信機器間を相互接続し、相互に情報を伝達し合うための情報通信網で、本学が保有又は管理している情報通信網及び本学との契約又は協定等に基づき提供されるすべてのものをいう。

(法令遵守の義務)

第3条 本学の情報資産を利用する本学の役員及び職員(以下「職員等」という。)は、この法人規則その他の法人規則等に定めるもののほか、情報セキュリティに関する法令等を遵守しなければならない。

(適用範囲)

第4条 この法人規則は、学生(科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、法曹学修生、特別学修生及び日本語研修生を含む。以下この条において同じ。)、国立大学法人筑波大学研究員受入規則(平成17年法人規則第53号)第2条に規定する研究員(以下この条において単に「研究員」という。)その他の本学から情報資産の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、学生、研究員その他の本学から情報資産の利用の許可を受けた者が許可された範囲で利用する場合等について準用する。

第2章 全学の管理体制

(情報セキュリティ全学総括責任者)

第5条 本学に、本学における情報セキュリティに関する業務を総括させるため、情報セキュリティ全学総括責任者(以下「全学総括責任者」という。)を置き、情報を担当する副学長をもって充てる。

- 2 全学総括責任者に事故があるときは、全学総括責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 3 全学総括責任者は、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した者を情報セキ

ュリティアドバイザーとして指名することができる。

(情報セキュリティ全学実施責任者)

第6条 本学に、本学の情報システムを適切に管理させるため、情報セキュリティ全学実施責任者(以下「全学実施責任者」という。)を置き、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程(平成16年法人規程第1号)第27条に規定する学術情報メディアセンターの長をもって充てる。

(情報セキュリティ監査責任者)

第7条 本学に、情報セキュリティの状況について監査させるため、情報セキュリティ監査責任者1人を置き、学長が指名する。

(情報環境委員会)

第8条 情報環境機構規程(平成19年法人規程第33号)第7条に規定する情報環境委員会は、本学の情報セキュリティに関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティに関連する法人規則等案の策定
- (2) 情報システムの運用及び利用に関する教育の年度計画の策定
- (3) 非常時行動計画の策定
- (4) 情報セキュリティインシデント(意図的又は偶発的に生じる情報セキュリティを侵害する事件又は事故をいう。以下「インシデント」という。)の再発防止策の策定
- (5) その他全学総括責任者が必要と認める事項

(ネットワーク管理委員会)

第9条 情報環境委員会の下に、本学の情報システムの維持及びそのセキュリティに関する危機管理について審議させるため、ネットワーク管理委員会を置く。

2 ネットワーク管理委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 全学実施責任者
- (2) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第35条第1項に基づき置かれる、情報セキュリティリスクマネジメントに関する業務を行う組織の長(第11条第3項第1号において「情報セキュリティリスク管理室長」という。)
- (3) 第13条に規定する部局技術責任者
- (4) その他全学実施責任者の推薦に基づき、全学総括責任者が指名する者 若干人

3 ネットワーク管理委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 ネットワーク管理委員会に副委員長を置き、第2項第2号の委員をもって充てる。

5 第2項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前2項の委員は、再任されることができる。

- 8 ネットワーク管理委員会は、第16条に規定するサブネットワーク管理委員会と連携して、本学の情報システムの維持及びそのセキュリティに関する危機管理に努めるものとする。
- 9 ネットワーク管理委員会に、専門的事項を審議させるため、専門委員会を置くことができる。

(情報セキュリティ技術小委員会)

- 第10条 ネットワーク管理委員会の下に、本学の情報セキュリティ対策に関する技術的な実務を担当させるため、情報セキュリティ技術小委員会（以下「技術委員会」という。）を置く。
- 2 技術委員会の委員は、職員のうちから、全学実施責任者の推薦に基づき、全学総括責任者が指名する。
 - 3 技術委員会に委員長を置き、委員のうちから全学総括責任者が指名する。

(基幹ネットワーク小委員会)

- 第10条の2 ネットワーク管理委員会の下に、基幹的役割を担う情報システムとして全学総括責任者が指定した機器等の情報システムの維持及びそのセキュリティに関する危機管理の実務を担当させるため、基幹ネットワーク小委員会を置く。
- 2 基幹ネットワーク小委員会の委員には、第13条に規定する部局技術責任者を含むものとし、職員のうちから、全学総括責任者が指名する。
 - 3 基幹ネットワーク小委員会に委員長を置き、委員のうちから全学総括責任者が指名する。

(筑波大学情報セキュリティインシデント対応チーム)

- 第11条 本学に、本学の情報セキュリティ対策における危機管理の実務を担当させるため、筑波大学情報セキュリティインシデント対応チーム（Information Security Incident Response Team。以下「筑波大学 ISIRT」という。）を置く。
- 2 筑波大学 ISIRT は、常時体制を維持し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 情報セキュリティに関する情報収集及び分析並びに注意喚起に関すること。
 - (2) インシデント発生時におけるサブネットワーク管理委員会及びその他必要と判断された当該組織等に対する緊急措置の指導及び助言並びに復旧支援に関すること。
 - (3) インシデント発生時における情報システム及び情報ネットワークの緊急的な使用制限に関すること。
 - (4) インシデント通報窓口に関すること。
 - (5) その他情報セキュリティ対策における危機管理の実務に関すること。
 - 3 筑波大学 ISIRT は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 情報セキュリティリスク管理室長
 - (2) 全学実施責任者
 - (3) インシデント対応リーダー 若干人
 - (4) インシデント対応スタッフ 若干人
 - (5) その他事案により全学総括責任者が必要と認める者 若干人
 - 4 筑波大学 ISIRT にチーム長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

- 5 筑波大学 ISIRT に副チーム長を置き、第 3 項第 2 号の委員をもって充てる。
- 6 インシデント対応リーダー及びインシデント対応スタッフは、職員のうちから、全学総括責任者が指名する。
- 7 第 3 項第 3 号及び第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 8 第 3 項第 5 号の委員の任期は、当該事案に関する任務が終了する日までとする。
- 9 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 前 3 項の委員は、再任されることができる。
- 11 筑波大学 ISIRT は、第 15 条に規定する部局情報環境委員会、サブネットワーク管理委員会及び第 16 条の 2 に規定する部局情報セキュリティインシデント対応チームと連携して、本学のインシデント対応に努めるものとする。

第 3 章 部局等の管理体制

(部局総括責任者)

第 12 条 各学術院、各学群、総合学域群、各系、附属図書館、附属病院、附属学校教育局、学術情報メディアセンター、計算科学研究センター及び事務（以下「部局等」という。）に、当該部局等における情報セキュリティに関する業務を総括させるため、それぞれ部局総括責任者を置き、当該部局等の長をもって充てる。ただし、情報システムの一部又は全部を他の部局等と共用する組織（以下この条において「共用組織」という。）にあつては、共用組織間の協議により定める部局等の長を当該共用組織の部局総括責任者とするを妨げない。

(部局技術責任者)

第 13 条 部局等に、当該部局等における情報システムの技術的問題等を担当させるため、部局技術責任者を置き、サブネットワーク管理委員会の長のうちから当該部局等の長が指名する。

(部局技術担当者)

第 14 条 部局等に、当該部局等における情報システムの運用の技術的実務を担当させるため、部局技術担当者若干人を置き、サブネットワーク管理委員会の長をもって充てる。

(部局情報環境委員会)

第 15 条 部局等に、当該部局等における情報セキュリティ等に関して、次に掲げる事項を審議させるため、部局情報環境委員会を置く。

- (1) 部局等における情報システムの管理
- (2) 部局等における情報セキュリティポリシーの遵守状況の調査及び周知
- (3) 部局等におけるリスク管理及び非常時行動計画の策定及び実施
- (4) 部局等におけるインシデントの再発防止策の策定及び実施
- (5) 部局等における部局技術担当者向け教育の計画及び企画

- (6) その他部局総括責任者が必要と認める事項
- 2 部局情報環境委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 部局総括責任者
 - (2) 部局技術責任者
 - (3) 部局技術担当者
 - (4) その他部局総括責任者が必要と認める者 若干人
- 3 部局情報環境委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 部局情報環境委員会に副委員長を置き、第2項第2号の委員をもって充てる。ただし、全学総括責任者が必要と認める場合には、第2項第4号の委員のうちから当該部局等の長が指名することができる。
- 5 全学総括責任者が部局等（学術情報メディアセンターを除く。）の管理下に置くことが適切でないと認める情報システム（基幹ネットワーク小委員会の下に置かれるものを除く。）にあつては、学術情報メディアセンターの部局情報環境委員会の下に置かれるサブネットワーク管理委員会が管理するものとする。

（サブネットワーク管理委員会）

- 第16条 部局情報環境委員会の下に、ネットワーク管理委員会と連携し、部局等の情報システムの維持及びそのセキュリティに関する危機管理の実務を担当させるため、一又は複数のサブネットワーク管理委員会を置く。
- 2 本学のすべての情報システム（基幹ネットワーク小委員会の管理下に置かれるものを除く。）は、いずれかのサブネットワーク管理委員会の管理下に置かれなければならない。
 - 3 サブネットワーク管理委員会は、インシデント対応について、筑波大学 ISIRT 及び部局情報セキュリティインシデント対応チームと連携しなければならない。

（部局情報セキュリティインシデント対応チーム）

- 第16条の2 全学総括責任者が指定する部局等に、当該部局等の情報セキュリティ対策における危機管理の実務を担当させるため、部局情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「部局 ISIRT」という。）を置く。
- 2 部局 ISIRT は、常時体制を維持し、筑波大学 ISIRT 及びサブネットワーク管理委員会と連携して次に掲げる業務を行う。
 - (1) 部局等における情報セキュリティに関する情報収集及び分析並びに注意喚起に関すること。
 - (2) 部局等のインシデント発生時における緊急措置の対応に関すること。
 - (3) その他部局等の情報セキュリティ対策における危機管理の実務に関すること。
 - 3 部局 ISIRT の委員は、職員のうちから、当該部局等の長が指名する。

（部局細則等への委任）

- 第17条 前3条に規定する部局情報環境委員会、サブネットワーク管理委員会及び部局 ISIRT

の組織及び運営等に関し必要な事項は、部局細則等で定めることができる。

- 2 部局等の長は、部局細則を定め、又は改正した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

第4章 職員等の責務

(職員等の責務)

第18条 職員等は、本学の情報資産に係る情報の取扱いに当たっては、情報セキュリティを確保するため、当該情報の格付けを指定しなければならない。

- 2 職員等は、前項の規定に基づき格付けを指定した情報について、必要に応じて、取扱制限を指定するものとする。
- 3 職員等は、格付け又は取扱制限を指定された情報については、その指定に従って適切に取り扱わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、情報の格付け及び取扱制限に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第5章 教育研修

(教育研修)

第19条 全学実施責任者は、情報システムを利用する職員等に対し、情報システムの取扱いについて理解を深め、情報セキュリティに関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

- 2 全学実施責任者は、情報システムの管理又は運用に関する業務に従事する職員等に対し、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行わなければならない。
- 3 部局総括責任者は、当該部局等の職員等に対し、情報セキュリティの確保のために、全学実施責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第6章 業務の委託

(業務の委託)

第20条 全学総括責任者は、本学の情報システムの運用に関する業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

第7章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告等)

第21条 情報の漏えい、滅失、き損等安全確保の上で問題となる事案が発生したことを知った職員等は、速やかに、所属する部局等の部局総括責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局総括責任者は、直ちに全学総括責任者に報告するとともに、当該情報が他の部局総括責任者の管理するものであるときは、直ちに、当該部局総括責任者に報告しなければならない。

3 部局総括責任者は、発生した事案による被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

4 部局総括責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、全学総括責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに全学総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。

5 全学総括責任者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を、速やかに、学長及び文部科学省に報告するものとする。

6 部局総括責任者は、全学総括責任者の指示に従い、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第22条 全学総括責任者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表並びに当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

第8章 点検及び監査

(点検)

第23条 部局総括責任者は、自ら管理責任を有する情報の媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を、全学総括責任者に報告するものとする。

(監査)

第24条 情報セキュリティ監査責任者は、部局等における情報セキュリティの状況について、定期的に、又は随時に監査を行い、その結果を、全学総括責任者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第25条 全学総括責任者は、第23条の点検の結果又は前条の監査の結果等を踏まえ、情報の適切な管理のための措置について、情報セキュリティの確保に必要な対策の実効性確保等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第9章 雑則

(雑則)

第26条 この法人規則に定めるもののほか、本学の保有する情報資産の情報セキュリティ対策に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平20.3.12法人規則19号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平22.5.12法人規則36号）

この法人規則は、平成22年5月12日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学情報セキュリティ規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規則52号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規則30号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.9.26法人規則40号）

この法人規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平27.3.26法人規則20号）

この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平30.2.22法人規則9号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.30法人規則41号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.26法人規則14号）

（施行期日）

1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科に係る第12条の規定の適用については、この法人規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。